

船舶事故調査報告書

令和2年1月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|--|
| 事故種類 | 火災 |
| 発生日時 | 平成31年4月14日 20時10分ごろ |
| 発生場所 | 大分県 ^{まいき} 佐伯市佐伯港東方沖 竹ヶ島灯台から真方位094° 1.4海里付近 (概位 北緯32° 59.0′ 東経132° 00.6′) |
| 事故の概要 | 漁船第三峰 ^{ほうりょう} 漁丸は、航行中、機関室から火災が発生した。 |
| 事故調査の経過 | 平成31年4月16日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 漁船 第三峰漁丸、4.9トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | OT3-8896（漁船登録番号）、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 機関室、操舵室等に焼損、沈没（全損） |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 北、風速 1～2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏 |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、えい網しながら航行中、船長が、機関室からの異臭に気付き、機関室を確認したところ、機関室が白煙で充満していた。</p> <p>船長は、主機の排気ガスが漏れていると思い、排気目的で機関室への出入口蓋を開けたまま揚網作業を行っていたところ、機関室後部から左舷側に炎を認めた。</p> <p>船長は、機関室出入口付近にある海水ポンプの始動スイッチを操作して消火しようとしたものの同スイッチに近づくことができず、僚船に救助を要請して船尾付近に避難した後、来援した僚船に救助された。</p> <p>本船は、別の僚船からの通報を受けて救助に来た巡視艇による消火活動中に沈没し、後日、船体の一部が引き揚げられた。</p> <p>本船は、機関室後部隔壁から左舷船尾側側壁にかけての焼損が激しかった。</p> <p>主機の左舷船尾側に取り付けられたオルタネータから機関室右舷船首側に設置されたバッテリー間は、機関室後部隔壁及び左舷側壁に沿って配線されていた。</p> <p>本船は、進水以来、電気配線の絶縁検査が行われていなかった。</p> |
| 分析 | <p>本船は、航行中、機関室から出火したものと考えられる。</p> <p>本船は、機関室後部隔壁から左舷船尾側側壁にかけての焼損が激しく、同箇所にはオルタネータからバッテリーまでの電気配線があり、ま</p> |

| | |
|--------------|---|
| | <p>た、進水以来、同電気配線の絶縁検査が行われていないことから、同電気配線が短絡等して出火した可能性があると考えられるが、船体の一部しか引き揚げられなかったことから、出火に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、夜間、本船が航行中、機関室から出火したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶所有者は、定期的に電気系統の絶縁検査を行うこと。 ・ 機関室が白煙で充満していることを認めた場合、初期消火が遅れないよう白煙の発生源を早急に特定すること。 ・ 小型漁船の所有者は、持ち運び式消火器並びに機関室に火災探知器及び自動拡散型消火器を備え付けることが望ましい。 |